保険料は大切な財源です

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている介護保険料が大切な財源になっています。介護が必要になったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源構成（利用者負担分は除く）

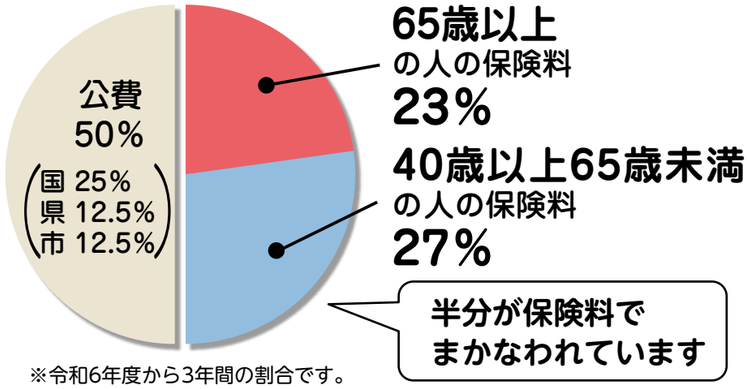

※令和6年度から3年間の割合です。

保険料を滞納すると…

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割、2割、または3割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると
費用の全額をいったん利用者が負担し、申請することで、後から保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると
費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると
サービスを利用するときの利用者負担の割合が3割※になったり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。
※利用者負担の割合が3割の人は4割に引き上げられます。

介護サービスを利用しない場合でも、滞納が続くと差し押さえなどの滞納処分の対象になります。

保険料の納付が困難な場合は、早めにご相談ください。減免や徴収猶予などができる場合があります。

- 所得段階が第2・3段階の人で、著しく生活が困窮している場合。
- 災害で著しい損害を受けた場合や、生計中心者の収入が、長期入院や事業廃止などの理由で著しく減少した場合。
- 破産手続きの開始が決定され、債務の免責が決定された場合。
- 個人の再生計画の認可が決定され、現に再生計画中の場合。
- 海外居住や刑事施設・労役場へ入所した場合。

40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料

保険料の決め方と納め方

国民健康保険に加入している人は

決め方
保険料は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。

介護保険料 ＝ 所得割（第2号被保険者の所得に応じて計算） ＋ 均等割（世帯の第2号被保険者数に応じて計算） ＋ 平等割（第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらと計算）

※介護保険料と国民健康保険料の賦課限度額は別々に決められます。
※保険料と同額の国庫からの負担があります。

納め方
介護保険分と医療保険分、後期高齢者医療支援分の保険料を合わせて国民健康保険料として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人は

決め方
医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。

介護保険料 ＝ 給与および賞与 × 介護保険料率

※原則として事業主が半分負担します。

納め方
医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。
※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の人の保険料は、松山市で介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決められます。

第1号被保険者の基準額はこのように決められます

松山市で必要な介護サービスの総費用 × 65歳以上の人の負担分23% ÷ 松山市に住む65歳以上の人の人数

＝ 松山市の保険料の基準額　79,800円（年額）

この「基準額」をもとに、所得等に応じた負担になるように、13段階の保険料に分けられます。

■令和7年度の介護保険料

対象者				年間保険料額	所得段階
●老齢福祉年金受給者であって、かつ世帯全員が市町村民税非課税の人 ●生活保護を受けている人				22,740円 基準額×0.285	第1段階
本人が市町村民税非課税	世帯全員が市町村民税非課税	前年中の課税年金収入額と合計所得金額の合計	80万9千円以下		
			80万9千円を超え120万円以下	35,910円 基準額×0.45	第2段階
			120万円を超える	54,260円 基準額×0.68	第3段階
	同じ世帯に市町村民税が課税の人がいる		80万9千円以下	71,820円 基準額×0.90	第4段階
			80万9千円を超える	79,800円 基準額	第5段階
本人が市町村民税課税		前年中の合計所得金額	120万円未満	95,760円 基準額×1.20	第6段階
			120万円以上210万円未満	103,740円 基準額×1.30	第7段階
			210万円以上320万円未満	119,700円 基準額×1.50	第8段階
			320万円以上420万円未満	135,660円 基準額×1.70	第9段階
			420万円以上620万円未満	151,620円 基準額×1.90	第10段階
			620万円以上820万円未満	167,580円 基準額×2.10	第11段階
			820万円以上1,020万円未満	183,540円 基準額×2.30	第12段階
			1,020万円以上	199,500円 基準額×2.50	第13段階

※所得段階は市区町村によって異なります。

※**老齢福祉年金**　明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※**課税年金収入**　市町村民税の課税の対象となる年金の収入のことで、遺族年金及び障害年金は含まれません。

※**合計所得金額**　収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、受給している年金の年額によって「特別徴収」と「普通徴収」の2種類に分けられます。原則は特別徴収で、個人で納め方は選べません。

特別徴収

年金が年額18万円以上の人 ➡ 年金から天引き

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料が天引きされます。特別徴収の対象になるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、年度の途中で保険料額が変わる場合があります。

※8月については所得の状況等で額が変わることがあります。

	仮徴収			本徴収		
年金支給月	4月（第1期）	6月（第2期）	8月（第3期）	10月（第4期）	12月（第5期）	2月（第6期）

年金が年額18万円以上でも次の場合は、一時的に納付書又は口座振替（※下記普通徴収欄参照）での納付になります。特別徴収へは自動的に切り替わります。

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金〈老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金〉の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合

……など

普通徴収

年金が年額18万円未満の人 ➡ 納付書・口座振替

松山市から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

※保険料納付は口座振替が便利です

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 通帳届出印

これらを持って松山市指定の金融機関で手続きしてください。または、介護保険課や支所の窓口に設置された口座振替の申込書を介護保険課にご提出ください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などで自動引き落としされなかった場合は、納付書などで納めることになります。